

## 等級及び職制上の段階ごとの職員数

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

（平成28年4月1日現在）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	人数	割合	職制上の段階	人数	割合
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	43人	15.9%	主事級	43人	15.9%
2級	知識又は経験を有する主事又は技師の職務	31人	11.5%	主事級	31人	11.5%
3級	1 係長の職務 2 高度な知識又は経験を有する主事又は技師の職務	69人	25.6%	主事級	49人	18.1%
				係長級	20人	7.4%
4級	1 課長補佐の職務 2 高度な知識又は経験を有する係長の職務	66人	24.4%	係長級	24人	8.9%
				課長補佐級	42人	15.6%
5級	1 課長の職務 2 高度な知識又は経験を有する課長補佐の職務	49人	18.1%	課長補佐級	10人	3.7%
				課長級	39人	14.4%
6級	1 部長の職務 2 高度な知識又は経験を有する課長の職務	5人	1.9%	課長級	5人	1.9%
7級	部長の職務	7人	2.6%	部長級	7人	2.6%
合計		270人	100.0%		270人	100.0%